

市区町村別集計項目(推進体制等)

栃木県	
市区町村数	25

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						18	18	13			23					
9	201	宇都宮市	男女共同参画課	1	1	1	1	宇都宮市男女共同参画推進条例	2003年6月27日	2003年7月1日		第4次宇都宮市男女共同参画行動計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
9	202	足利市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	足利市男女共同参画推進条例	2004年3月24日	2004年4月1日		足利市男女共同参画基本計画(第4期)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
9	203	栃木市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	栃木市男女共同参画推進条例	2011年3月25日	2011年4月1日		とちぎ市男女共同参画プラン第2期計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
9	204	佐野市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	佐野市男女共同参画推進条例	2006年6月19日	2006年7月1日		佐野市男女共同参画プラン(第3期)	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
9	205	鹿沼市	人権推進課	1	2	1	1	鹿沼市男女共同参画推進条例	2006年9月28日	2006年10月1日		かめま男女共同参画プラン2017	2017年4月 ~ 2022年3月	0	1	
9	206	日光市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	日光市男女共同参画推進条例	2009年3月12日	2009年4月1日		男女共同参画プラン日光(第2期計画)	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1	
9	208	小山市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	小山市男女共同参画推進条例	2004年6月30日	2004年7月1日		第4次小山市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
9	209	真岡市	市民協働推進室	1	2	1	1	真岡市男女共同参画推進条例	2010年12月15日	2011年4月1日		第3次真岡市男女共同参画社会づくり計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
9	210	大田原市	政策推進課	1	2	1	1	大田原市男女共同参画を推進する条例	2004年9月28日	2004年10月1日		おたわら男女共同参画プラン(第3次大田原市男女共同参画行動計画)	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
9	211	矢板市	矢板市教育委員会事務局 教育部 生涯学習課	2	2	1	1				0	矢板市男女共同参画計画 あいプラン 四期計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
9	213	那須塩原市	市民協働推進課	1	2	1	1	那須塩原市男女共同参画推進条例	2007年3月26日	2007年4月1日		第3次那須塩原市男女共同参画行動計画	2017年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	0	
9	214	さくら市	総合政策課政策推進室	1	2	0	0				0	第4次さくら市男女共同参画計画	2019年3月 ~ 2023年2月	1	1	
9	215	那須烏山市	教育委員会事務局生涯学習課	2	2	1	1				2	～今日から ここから みんなから～ なすから男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
9	216	下野市	市民協働推進課	1	2	1	1	下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例	2016年3月18日	2016年4月1日		第三次下野市男女共同参画推進プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
9	301	上三川町	生涯学習課	2	2	0	0				1					1
9	342	益子町	生涯学習課	2	1	0	0				0	第2期ましこ男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
9	343	茂木町	生涯学習課	2	2	0	0				2	茂木町男女共同参画計画(第1期)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
9	344	市貝町	生涯学習課	2	2	1	0				0	男女共同参画いち・かいプラン 第三期計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
9	345	芳賀町	生涯学習課	2	2	1	1				0	第Ⅲ期芳賀町男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
9	361	壬生町	壬生町教育委員会事務局生涯学習課	2	2	1	1				0	第2次壬生町男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2026年3月	1	1	
9	364	野木町	生活環境課	1	2	1	1	野木町男女共同参画推進条例	2014年3月19日	2014年4月1日		第3次野木町男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
9	384	塩谷町	生涯学習課	2	2	0	0				0	第1次塩谷町男女共同参画推進計画(第4次塩谷町生涯学習推進計画)	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	0	
9	386	高根沢町	高根沢町生涯学習課	2	2	1	1				0	高根沢町元気あつぷ計画(生涯学習・スポーツ・男女共同参画推進計画)	2016年3月 ~ 2025年3月	1	0	
9	407	那須町	生涯学習課	2	2	0	1	那須町男女共同参画推進条例	2017年3月6日	2017年4月1日		那須町男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
9	411	那珂川町	生涯学習課	2	2	0	0				1					1

<選択肢回答>

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

- 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

- 庁内連絡会議
1 有
0 無

- 諮問機関
1 有
0 無

- 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
2 2021年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

- 現在の状況
1 策定に向け検討中
0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			5						0	5	4	1	0	4	1	0	
9	201	宇都宮市	宇都宮市男女共同参画推進センター	アコール	320-0845	宇都宮市明保野町7-1	028-636-4075	028-636-4079	https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/koryu/danjyo/1009426.html	○	○			○			
9	202	足利市	足利市男女共同参画センター		326-0823	栃木県足利市朝倉町264	0284-72-8511	0284-72-7278	http://shimin-plaza.ashikaga-mbs.or.jp/	○		○			○		
9	203	栃木市															
9	204	佐野市	佐野市男女共同参画推進センター	パレットプラザさの	327-0398	佐野市田沼町974番地3	0283-61-1140	0283-61-1142	https://www.city.sano.lg.jp/shikiichiran/shimin/jinken_danjokyodosankakuka/gyomuannai/palette/index.html	○	○			○			
9	205	鹿沼市															
9	206	日光市	日光市女性サポートセンター	女性サポートセンター	321-1443	栃木県日光市清滝桜ヶ丘町210番地7	0288-53-1010	0288-54-0847	https://www.city.nikko.lg.jp/jinkendanjo/gyousei/shisei/danjo/support-center.html	○	○			○			
9	208	小山市	小山市男女共同参画センター		323-0031	栃木県小山市八幡町1丁目4番5号	0285-22-9296	0285-22-8972	https://www.city.oyama.tochigi.jp/map/danjyo.html	○	○			○			
9	209	真岡市															
9	210	大田原市															
9	211	矢板市															
9	213	那須塩原市															
9	214	さくら市															
9	215	那須烏山市															
9	216	下野市															
9	301	上三川町															
9	342	益子町															
9	343	茂木町															
9	344	市貝町															
9	345	芳賀町															
9	361	壬生町															
9	364	野木町															
9	384	塩谷町															
9	386	高根沢町															
9	407	那須町															
9	411	那珂川町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			10			14	2	14.3	16	0	0.0	11	1	9.1	11	0	0.0	3,964	116	2.9
9	201	宇都宮市				1	0	0.0	2	0	0.0							785	33	4.2
9	202	足利市	2018年12月21日	「ひと」と「ひと」が輝くまち宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							222	5	2.3
9	203	栃木市	2015年11月27日	栃木市男女共同参画都市宣言	1	1	1	100.0	1	0	0.0							470	15	3.2
9	204	佐野市	2016年6月20日	佐野市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							167	4	2.4
9	205	鹿沼市	2012年3月4日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							147	0	0.0
9	206	日光市	2008年3月15日	日光市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							224	0	0.0
9	208	小山市	2001年6月30日	小山市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							260	10	3.8
9	209	真岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							133	2	1.5
9	210	大田原市				1	0	0.0	2	0	0.0							169	2	1.2
9	211	矢板市				1	0	0.0	1	0	0.0							65	1	1.5
9	213	那須塩原市				1	0	0.0	2	0	0.0							215	8	3.7
9	214	さくら市	2017年2月24日	さくら市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	0	0								75	3	4.0
9	215	那須烏山市				1	1	100.0	0	0								98	0	0.0
9	216	下野市	2016年12月10日	下野市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							146	7	4.8
9	301	上三川町										1	0	0.0	1	0	0.0	91	4	4.4
9	342	益子町										1	0	0.0	1	0	0.0	71	2	2.8
9	343	茂木町										1	0	0.0	1	0	0.0	124	1	0.8
9	344	市貝町										1	0	0.0	1	0	0.0	85	3	3.5
9	345	芳賀町	2015年3月14日	芳賀町男女共同参画都市宣言	3							1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
9	361	壬生町										1	0	0.0	1	0	0.0	81	6	7.4
9	364	野木町	2012年3月24日	野木町男女共同参画都市宣言	2							1	1	100.0	1	0	0.0	91	8	8.8
9	384	塩谷町										1	0	0.0	1	0	0.0	54	0	0.0
9	386	高根沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	0	0.0
9	407	那須町										1	0	0.0	1	0	0.0	90	2	2.2
9	411	那珂川町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点 調査年度は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 道 府 県 市 区 町 村 コ ー ド ド ド 名	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合「欠席事由として明記した規定」は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間より短い。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間以上である。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間より短い。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間以上である。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間より短い。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間以上である。					
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	上記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
		10		1の合計	25	2	0	23		0		24	23	23	23	23	21
		3		2の合計	0	23	23	2		25		1	2	2	2	2	3
		6		3の合計	0		2	0		0		0	0	0	0	0	0
		6		4の合計	0					0		0	0	0	0	0	0
9 201	宇都宮市	4	宇都宮市議会	宇都宮市議会議員規則 第2条2 議員は、本人又はその配偶者の出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1
9 202	足利市	1	足利市議会	足利市議員の旧姓使用に関する取扱要領 (趣旨) 第1条 この要領は、婚姻、養子縁結その他の事由により戸籍上の氏を改めた本市の一般職の職員(以下「職員」という。)が、職務に關し、改姓前の戸籍上の氏(以下、「旧姓」という。)を使用すること(以下「旧姓使用」という。)について必要な事項を定めるものとする。	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1
9 203	栃木市	1	栃木市議会	栃木市職員旧姓使用取扱要領 (旧姓使用ができる文書等) 第2条 職員は、次に掲げる文書等について、旧姓使用を行うことができるものとする。 (1) 職名に於ける呼称 (2) 産床表 (3) 職名名簿 (4) 栃木市議員職務規程(平成22年栃木市訓令第22号)に別記様式として掲げるもの(別記様式第14号、第15号、第16号及び第18号を除く。) (5) 栃木市文書取扱規程(平成22年栃木市訓令第3号)に別記様式として掲げるもの (6) 前各号に掲げるもののほか、公務力の行使又は公務員としての身分の証明に關わらない様態な文書等	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	2

都 道 区	市 区	市 区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
府	市	町	村	議 会 名	1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間も明記している。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
204	佐野市	1	佐野市議員の旧姓使用に関する要領 (趣旨) 第1条 この要領は、本市の一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条の規定による非常勤の職員及び第22条第5項に規定する臨時任用職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用すること(以下「旧姓使用」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用ができる範囲) 第2条 職員の呼称は、旧姓使用ができる。 第3条 職員は、別項に掲げるものを除く文書において旧姓使用ができる。 (旧姓使用の申請) 第4条 職員は、旧姓使用をしようとするときは、旧姓使用申請書(別記様式第1号)に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添えて、所属長を以て市長に提出しなければならない。 2 前項の規定による申請は、原則として、佐野市職員給与規程(平成17年佐野市訓令第50号)第21条に規定する職階事項の異動の届出と併せて提出するものとする。 (旧姓使用の承認) 第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、職務遂行上及び事務処理上の支障がないと認めるときは、旧姓使用を承認するものとする。 2 前項の場合において、市長は、旧姓使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により、その旨を所属長を経て当該職員に通知しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第6条 前条第2項の通知を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(別記様式第3号)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 2 職員は、特段の事情がある場合を除き、第3条第1項の申請及び前項の届出を繰り返してはならない。 (旧姓使用等台帳) 第7条 市長は、旧姓使用者台帳(別記様式第4号)を整備するとともに、旧姓使用の適切な運用及び管理に努めなければならない。 (運用) 第8条 旧姓使用職員は、旧姓使用に当たっては、常に市民、他の職員等に隣接を生じさせないよう努めなければならない。 2 旧姓使用職員は、旧姓使用ができる文書等について、統一して旧姓使用をしなければならない。 3 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 附 則 この要領は、平成30年8月27日から実施する。	佐野市議会	1	2	2	1	佐野市議会議員規程(平成17年5月17日議会規則第1号) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2
205	沼田市	1	沼田市議員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、婚姻、離婚、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた一般職の職員(会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。))を除く。以下「職員」という。)が職務に關し、改正前の戸籍上の氏を使用すること(以下「旧姓使用」という。))について必要な事項を定めるものとする。	沼田市議会	1	2	2	1	沼田市議会議員規程 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次うちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
9	208	日光市	3	日光市議会	1	2	2	1	日光市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
9	208	小山市	3	小山市議会	1	2	3	2	真岡市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	2	2	2	2	2
9	209	真岡市	1	真岡市議会	1	2	2	1	真岡市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
9	210	大田原市	3	大田原市議会	1	2	2	1	大田原市議会議規則 〔欠席の届出〕 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(中3議会議規則1、一部改正)	2			1	1	1	1	1	1
9	211	矢板市	1	矢板市議会	1	2	2	1	矢板市議会議規則 〔欠席の届出〕 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その届出を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならぬ。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
9	213	那須塩原市	4	那須塩原市議会	1	2	2	1	那須塩原市議会議規則 会議の欠席の届出第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド ド	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド ド	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8												
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の短縮について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い												
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上ではない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他									
9 214	さくら市	2		さくら市議会	1	2	2	1		さくら市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
9 216	那須烏山市	1	那須烏山市職員旧姓使用取扱規定	那須烏山市議会	1	1	2	1		那須烏山市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
9 218	下野市	2		下野市議会	1	2	2	1		下野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の前(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
9 301	上三川町	4		上三川町議会	1	2	2	1		上三川町議会会議規則第二条第二項 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1
9 342	益子町	3		益子町議会	1	2	3	2		益子町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						2	2	2	2	2	2	2
9 343	茂木町	4		茂木町議会	1	2	2	1		茂木町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1
9 344	市貝町	1	市貝町職員旧姓使用取扱規定	市貝町議会	1	1	2	1		市貝町議会会議規則 2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1
9 345	芳賀町	2		芳賀町議会	1	2	2	1		芳賀町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド ド 名	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8											
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問4で1.を選択した場合、休暇期間の補償について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問8	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い										
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
9361	壬生町	3		壬生町議会	1	2	2	1	議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
9364	野木町	1	野木町職員旧姓使用取扱規程 第3条 職員は、旧姓使用を行うときは、旧姓使用届(別記様式第1号)により、所長を随で、総務課長に届けなければならない。 2 前項の旧姓使用届は、野木町職務規程(昭和41年野木町訓令第3号)第24条に規定する種別事項異動届を添えて、提出するものとする。	野木町議会	1	2	2	1	野木町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
9384	塩谷町	3		塩谷町議会	1	2	2	1	塩谷町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
9386	高根沢町	1	高根沢町職員旧姓使用取扱要綱第2条 職員は、町長の承認を受けて、職員の間で使用している文章及び軽微な文章等で職務進行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものにおいて、旧姓を使用することができる。	高根沢町議会	1	2	2	1	高根沢町議会会議規則第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
9407	那須町	4		那須町議会	1	2	2	1	那須町議会会議規則 ※下記内容で公布予定 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
9411	那珂川町	4		那珂川町議会	1	2	2	1	那珂川町議会会議規則 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

市区町村別集計項目		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引きガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
市区町村	議員数	問9	問10	問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17	その他		
宇都宮市	4	4	4	3				3	2			1	『宇都宮市地域防災計画(震災対策編)』 各部(各町)の分掌事務 市長まちづくり部 男女共同参画班 ※男女共同参画課(男女共同参画推進センター)を指す (1) 避難所における女性度相談等に関すること (2) 所管施設への避難情報の伝達に関すること (3) 避難所からの物資等回収に関すること。
足利市	4	4	4	3				3	2			2	足利市男女共同参画基本計画(第4期)において、従来事業「女性の政治参画の積極的な推進」を掲げ、女性の政治参画に関する啓発資料を男女共同参画センター内に掲出し、女性の政治参画の意義等を周知啓発している
栃木市	4	4	4	3				3	4			2	
佐野市	4	4	4	2				2	2			2	
鹿野市	4	4	4	2				2	4			2	
小山市	4	4	4	1	1			3	4			2	小山市議会議員の政治倫理に関する条例 第3条(5) セクシャルハラスメント、パワーハラスメントその他のその地位を利用して優がせし、差別し、又は圧力をかける行為及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
真岡市	4	4	4	3				3	4			2	
大田原市	4	4	4	3				3	4			2	
矢板市	4	4	4	3				3	4			2	
那須塩原市	4	4	4	3				3	4			2	
スズカ市	4	4	4	3				3	4			2	
那須烏山市	4	4	4	3				3	4			2	
佐野市	4	4	4	3				3	4			2	
上三川町	4	4	4	2				2	4			2	
烏子町	4	4	4	2				2	3			2	
栃木町	4	4	4	3				3	4			2	市長町地域防災計画 第6節 避難対策 第3 避難所の開設、運営 2 避難所の運営 (6) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子どもに対する身元防止・安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営を定める。 なお、女性専用相談室の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。
芳賀町	4	4	4	3				3	4			2	壬生町地域防災計画 P335 2第7節 避難対策計画 ※ 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
壬生町	4	4	4	3				3	4			1	
野木町	4	4	4	3				3	4			2	議員向けに実施はしていないが、職員向けの研修が実施された場合に議員が任意で参加することがある。
塩谷町	4	4	4	3				3	4			2	
高根沢町	4	4	4	3				3	4			2	
那須町	4	4	4	3				3	4			2	
那須川町	4	4	4	3				3	4			2	